

旅館業許可申請書

年 月 日

(宛先)富山市保健所長

住所(所在地)
申請者
氏名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日生
電話 ()

旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

営業施設	所在地		
	名称		
営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿		
営業開始予定年月日	年 月 日		
申請者の欠格事項該当の有無(1から5までについては、その業務を行う役員を含む。)	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有・無
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
	3	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有・無
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	有・無
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が1から5までのいずれかに該当するもの	有・無
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無
清純な施設環境を保全する必要がある施設	旅館業法第3条第3項に規定する施設(該当する場合は、名称及びその敷地までの距離)	有	m・無
特例施設(該当する場合は、その項目の番号に○印を付ける。)	1	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 (営業期間 年 月 日から 年 月 日まで)	
	2	交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの	
	3	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 (営業期間 年 月 日から 年 月 日まで)	
	4	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設	
営業施設の所有者	住所		
	氏名		
営業施設の敷地の所有者	住所		
	氏名		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合においては、次に掲げる書類
- ア 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書
 - イ 役員(その業務を行う役員に限る。以下同じ。)の名簿(住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの)
 - ウ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)(2)において同じ。)の長の証明書
 - エ 営業施設の周囲200メートル以内の見取図(旅館業法第3条第3項に規定する施設がある場合は、その施設の位置及び名称を記入したもの)
 - オ 営業施設又はその施設の敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
 - カ 各階平面図及び断面図
 - キ 宿泊者が利用する浴室(客室に設置される浴室を除く。以下「共同浴室」という。)を設ける場合は、当該共同浴室に係る湯水の配管の系統を明らかにする図面
 - ク 旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員)を含む。アにおいて同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類
- ア 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
 - ウ 旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ (1)エからキまでに掲げる書類

営業施設の構造設備等の概要

建物の構造		造り	地上 階 地下 階	棟		敷 地 面積	m ²		建 築 面積	m ²		延床面積 (簡易宿所)	m ²			
客室の 数 及 び 定 員	面積 (定員)	寝台を設ける客室(階層式寝台を設ける場合は、室数を○で囲む。)						寝台を設けない客室						計	便所が付 設されて いない客 室の定員	
		m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	小計	m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	小計			
	階															
	階															
	階															
	階															
	階															
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()
客室	旅館・ホテル営業の場合		客室等を外部から見通せない設備				有・無		共同 浴室	脱衣室				有・無		
	ガス設備を設ける場合	専用の元栓				有・無		脱衣室		くず入れ				有・無		
		ガス管の接続				有・無		浴室		かみそり廃棄容器				有・無		
		注意書の掲示				有・無		気泡発生装置等()				有・無				
	くず入れ				有・無		タオル、くし、かみそり等の貸与				有・無					
玄関 帳場	旅館・ホテル営業の場合		宿泊客と面接できる構造				有・無		入 浴 設 備	汚水を停滞することなく排水できる構造				有・無		
便所	防虫、防臭の設備				有・無		いっ水等が浴槽内に入らない構造				有・無					
	流水式手洗				有・無		循環ろ過装置				有・無					
	換気ができる構造等(機械・自然)				有・無		浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造				有・無					
共同 便所 の便 器数	階						計	24時間を超えて使用する浴槽水を気泡発生装置等不使用しない構造				有・無				
	男							屋外と屋内の浴槽水が混じらない構造				有・無				
	女							洗面設 備の数	階						計	
	計							計								
寝具の数						組		必要な事項が記載できる宿泊者名簿						有・無		

備考 共同便所の便器数の欄には、許可の申請に当たって宿泊者の数を9人以下とするときは、計のみ記入すること。